

【配置要件】

以下の(1)～(2)のいずれかを満たしていること。

- (1) 下表第1号及び第2号の期間が通算して5年以上 かつ
当該期間から第3号の期間を除いた期間が3年以上
- (2) 下表第4号の期間が8年以上 かつ
当該期間から第5号の期間を除いた期間が3年以上
- (3) 下表第6号の期間が5年以上 かつ
第1・2・4号の期間を通算した期間から第3・5号の期間を通算した期間を除いた
期間が3年以上

第1号【相談支援の業務】

次のア～キに掲げる施設等に従事する者が、相談支援の業務（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）に従事した期間

記号	事業・施設等の種類	
ア	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業	第2号と通算して5年以上
イ	児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、発達障害者支援センター、福祉に関する事務所(福祉事務所、保健所等)	
ウ	障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、精神保健福祉センター、 老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター）、 救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター	
エ	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	
オ	学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）	
カ	病院・診療所【※1】	
キ	○その他これらに準ずる施設等【※2】 仙台市障害者就労支援センター、仙台市障害者地域活動推進センター、一般相談支援事業、特定相談支援事業、被災者の心のケア支援事業【※3】	

第2号【直接支援の業務（資格有）】

次のア～カに掲げる施設等に従事する者が、直接支援の業務（身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務、その他の職業訓練又は職業教育に係る業務）に従事した期間

（社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者又は精神障害者社会復帰指導員である者（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）に限る。）

記号	事業・施設等の種類	
ア	障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、 老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター）、 介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室【※4】	第1号と通算して

第2号【直接支援の業務（資格有）】 続き

記号	事業・施設等の種類	
イ	障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）、 障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助）、 児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住宅型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、老人居宅介護等事業	第1号と通算して5年以上
ウ	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所	
エ	特例子会社【※5】、助成金受給事業所【※6】	
オ	学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）	
カ	○その他これらに準ずる施設等【※2】 市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所、仙台市障害者家族支援等推進事業、認知症対応型老人共同生活援助事業	

第3号【第1号・2号から除いて計算する期間】

事業・施設等の種類
次に掲げる施設等に従事する者が、相談支援の業務に従事した期間 老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター）、 救護施設、更正施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター、認知症対応型老人共同生活援助事業、居宅介護支援事業
次に掲げる施設等に従事する者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が、直接支援の業務に従事した期間 老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター）、 介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室【※4】、老人居宅介護等事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、特例子会社【※5】、助成金受給事業所【※6】

第4号【直接支援の業務（資格無）】

第2号ア～カに掲げる施設等に従事する者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間	8年以上
--	------

第5号【第4号の期間から除いて計算する期間】

事業・施設等の種類
次に掲げる施設等に従事する者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間 老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター）、 介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室【※4】、老人居宅介護等事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、特例子会社【※5】、助成金受給事業所【※6】

第6号【国家資格等保有者】

次の資格に基づき、（資格取得後に）当該資格に係る業務した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士	5年以上
---	------

【語義の整理等】

表中の用語の語義は、以下に例示するもののほか、厚生労働省告示に拠ります。

※ 1 病院・診療所（第 1 号 相談支援の業務の「カ」の場合のみ）

社会福祉主事任用資格者、訪問介護員 2 級以上に相当する研修の修了者、第 4 号に掲げる「国家資格等」を有している者又は第 1 号のア～オ・キに掲げる施設等で従事した期間が 1 年以上の者に限ります。

※ 2 その他これらに準ずる施設等

本県では、1 ページの表に記載の施設等のみが該当します。

※ 3 被災者の心のケア支援事業

本県では、次の事業のみが該当します。

- (1) 東日本大震災に係る宮城県障害者自立支援特別対策事業実施要綱（平成 23 年 12 月 22 日施行）に基づく東日本大震災に係る宮城県障害者自立支援特別対策事業のうち被災者の心のケア支援事業
- (2) 東日本大震災に係る宮城県被災者の心のケア支援事業実施要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく事業
- (3) 精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）実施要綱（平成 23 年 8 月 3 日施行）に基づく事業

※ 4 療養病床関係病室

病院又は診療所の病室であって医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床に係るもの

※ 5 特例子会社

障害者の雇用の促進等に関する法律第 44 条第 1 項に規定する子会社

※ 6 助成金受給事業所

障害者の雇用の促進等に関する法律第 49 条第 1 項第 6 号に規定する助成金の支給を受けた事業所

※ 「厚生労働省告示」

⇒ 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 230 号）

※ ここで、1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年あたり 180 日以上であることを言います。

例えば、5 年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が 5 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 900 日以上であることを言います。

（平成 18 年 6 月 23 日厚生労働省事務連絡）

※ 自身の実務経験が本表のいずれに該当するか不明な場合は、事業の運営主体や施設の設置主体等に御確認ください。